

甲府市過疎地域持続的発展計画に関する 中間評価について

令和 7 年 3 月

甲 府 市

目 次

1. 甲府市過疎地域持続的発展計画について

- (1) 基本的事項
- (2) 対象地域
- (3) 基本方針
- (4) 計画期間
- (5) 基本目標

2. 中間評価について

- (1) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (2) 中間評価の内容
- (3) 中間評価の結果・考察

【別紙】事業の取組状況について

- ・ 中間評価シート

1. 甲府市過疎地域持続的発展計画について

(1) 基本的事項

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）附則第7条1項の規定により、特例市として令和3年度から令和8年度の間に関り過疎措置が適用されることから、同法第8条第2項の規定及び「山梨県過疎地域持続的発展方針」を踏まえ、本計画を定めた。

(2) 対象地域

上九一色地区（梯町及び古関町）

(3) 基本方針

国全体が人口減少の局面を迎える中、本市における過疎対策は、「山梨県過疎地域持続的発展方針」を踏まえ、これまでの取組を継続しつつ、上九一色地区が有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を目指していく。

(4) 計画期間

令和3年4月1日～令和9年3月31日までの6年間

(5) 基本目標

上九一色地区における社会増減（転入者数－転出者数）について、社会減を抑制することを目標としている。

上九一色地区における社会増減の状況（計画策定時）

（単位：人）

	転入者数	転出者数	社会増減
令和2年度	4	5	△1
令和元年度	1	1	0
平成30年度	3	5	△2
平成29年度	3	1	2
平成28年度	3	2	1
平成27年度	1	2	△1

2. 中間評価について

(1) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、庁内会議において中間評価（令和3年度～令和5年度）と最終評価（令和3年度～令和8年度）を実施し、公表する。

(2) 中間評価の内容

- ・社会増減状況の確認（令和3年度～令和5年度）

〔参考〕事業計画の取組状況については、別紙「中間評価シート」を参照。

(3) 中間評価の結果・考察

【結果】

上九一色地区における社会増減の状況（令和3～5年度）

（単位：人）

	転入者数	転出者数	社会増減
令和5年度	1	0	1
令和4年度	2	5	△3
令和3年度	7	14	△7

- 令和3～5年度の社会増減について、令和3年度が－7人、令和4年度が－3人と転出超過の状況であるが、令和5年度は1人転入超過となっている。
- 令和3～5年度の人口動態の属性について、この間の転入者10人のうち6人が生産年齢人口（15～64歳）にあたり、残り4人は14歳以下であった。
- 転出者についても同じ傾向が見られ、高齢人口にあたる65歳以上は1人であった。

【考察】

- 令和3年度及び4年度の人口動態が多い状況となっており、主な理由としては本地区に駐在していた子育て世帯が、転勤に伴う転入出を繰り返したことによるものである。
- 実質的な人口動態としては、令和3年度が－4人、令和4年度が－2人であり、加えて令和5年度は1人の転入超過であることを踏まえると、本計画に基づく各種事業の効果の現れとして、目標に向け明るい兆しになっていると考えられる。
- こうしたことから、本計画に位置付けた各種事業については、今後も当初どおり推進していく。